

# 必ずお読みください

## 保険診療をご希望の方へお願い

当院では健康保険ご利用について以下の条件を設けさせていただいており、**ご了承いただいた方のみ**のご利用とさせていただきます。施術療養費適正化にご理解お願い申し上げます。

### ●健康保険 療養費 の規定による理由

- 1) **プライベート**で負った、**原因・時期**が**明確**で、**慢性**ではない、**ケガ**であること  
→ **必ず**「いつ」「どこで」「どうして」負傷したかを**明確**にしてください。

こちらから  
「〇〇したことになりました」的なことは  
できません すみません  
m(\_)\_m

#### よくある保険適用外の例

|                   |   |
|-------------------|---|
| ・ <b>仕事による不調</b>  | 「仕事でPC時間が長くて肩が…」 「立ち仕事で足腰が…」 など                                 |
| ・ <b>原因が明確でない</b> | 転んだ・捻った・打ち付けた・伸ばした など <b>原因</b> をお知らせください                       |
| ・ <b>時期が明確でない</b> | 「いつのまにか痛くなった」 「以前から痛い」 など                                       |
| ・ <b>慢性化している</b>  | 「昔から腰が…」 など ※大まかに3カ月以上に渡り患っている場合は慢性化と判断される                      |
| ・ <b>ケガではない</b>   | 整骨院で扱うことができるケガとは、 <b>捻挫(捻った)・打撲(打ち付けた)・挫傷(=肉離れ等、伸ばした)</b> をさします |

- 2) **施術部位は基本的に2部位までとなります** → 例) 首・肩・腰が痛い：3部位となってしまいます。
- 3) **3カ月以上の長期に渡る施術はしていません**  
→ 「症状の改善がみられない長期漫然とした施術」は保険適用外となる場合があります。
- 4) **整形外科および他の整骨院での保険診療との併用はできません**
- 5) **その他：脳疾患の後遺症、神経痛やリウマチなど、症状の改善がみられない**  
長期にわたる漫然とした施術や、医療機関で治療すべき病気やケガに起因する痛みなどへの施術に健康保険は使えません。

### ●当院の事情などによる理由

- 1) **大変申し訳ないのですが「2回目以降の保険診療のご利用はご予約を承っていません」**ため、**ご不便をおかけすることがあります**

当院ご利用のおよそ8割～9割の方が自由診療(=ご予約可能)を利用されています。

自由診療はご予約可能のため、自由診療の方が数人続くと保険診療の**施術が数時間後**になったり**当日は施術が受けられない**こともあります。(特に夕方～夜帯にその傾向が強いです)

**(もちろん空き枠がある場合はご案内しますし、一所懸命やらせていただきます m(\_)\_m)**

- 2) **ご予約が可能なのは初診の場合と、1カ月以上間が開いての再診の場合のみとなります**  
初診及び長期間開いての再診は、ケガがどのような状態か**問診・検査のため時間を要する**ためです。

- 3) **手技の時間は10分程度です。ちなみに改善度は自由診療の方が格段に高いです**  
施術部位が1部位でも2部位でも手技の時間は合計10分程度です。(プラス電気療法等となります)  
もちろん「10分やりました。ハイおしまい」なんて事務的なことはしません。**ベストを尽くして一所懸命やらせていただきますのでご安心ください^^** …しかし、正直なところ「**短時間の手技では【物足りない】**なあ」と感じる方はいらっしゃいます(><。) **基本的には痛む部位のみ施術の保険診療よりも、関連する他の部位も施術できる自由診療の方が改善度が高い**ことをご理解ください。  
※厚労省の通達で保険施術において「長時間等の濃厚な施術」は顧客誘引のための**不当な行為**として禁じられております。

なんかすみません…色々すみません… m(\_)\_m